

一般競争入札公告

令和 5 年 5 月 17 日
社会福祉法人東京有隣会
理事長 奥 典之

次のとおり一般競争入札に付します。

1. はじめに

本件入札は、当法人が整備する厨房機器一式に関する入札であり、本件の入札に際し熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。入札を希望する場合は、次からの条件を満たすことを確認すること。

2. 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

厨房機器一式 の購入および設置
内容は別紙機器リスト表のとおりとする。

(2) 納入期限

令和 6 年 7 月末日 完了
新棟建設工事中の為、建設会社との調整を要する。

(3) 納入場所

東京都世田谷区船橋 2-15-38
社会福祉法人東京有隣会新棟地下 1 階
新棟については新棟建設工事エリア内の為、建設会社との調整を要する。

3. 競争参加資格

この入札に参加を希望する事業者は、関東・甲信越地域都道府県の物品調達に関する競争入札参加資格で「A」または「B」「C」の等級に格付けされている者であること。または、それに準ずると証明できる事業者であること。

4. 入札手続等

(1) 入札書の提出場所、入札要件書の配布場所及び問合せ先

〒156-0055 東京都世田谷区船橋 2-15-38
東京有隣会 法人事務局 青山、遠藤、菅原
電話：03-3482-3611（代表）

(2) 入札要件書の配布

① 配布期間

令和 6 年 5 月 17 日（水）～5 月 29 日（月）9：00～17：00

イ) 入札要件書の受領にあたっては、事前に連絡のうえ来訪すること。

ロ) 上記に示す競争参加資格提出、または直近 3 年度分の決算書、及び直近 5 年間で 2 件の同規模以上案件の工事实績の提出と引き換えに要件書等

の資料を配布する。

- ハ) 同時に競争参加資格の提出、または直近3年度分の決算書、及び直近5年間で2件の同規模以上案件の工事实績の提出をもって参加表明とする。
- ニ) 上記配布期間をもって質疑の締切りとする。

② 配布する書類

- イ) 厨房機器配置図
- ロ) 機器リスト表
- ハ) 工事区分表
- ニ) 入札書等記載書類 (様式 1.2.3)

(3) 入札及び開札の日時、場所並びに入札書の提出方法

① 日時 : イ) 機器リスト表区分 D・Eエリア (D6 チルド庫を除く)

令和5年6月19日(月) 11時00分

ロ) 機器リスト表区分 A・B・C・Fエリア

令和5年6月20日(火) 11時00分

ハ) 機器リスト表区分 D6 チルド庫

令和5年6月20日(火) 16時30分

② 場所 : 東京都世田谷区船橋 2-15-38

③ 施設名 : 東京有隣会有隣ホーム 1階

入札書は上記日時、場所において持参により提出すること。

(4) 入札方法等

- ① 落札者の決定は、最低価格方式をもって行なう。
- ② 入札者は、機器購入の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等の納入に要する一切の諸経費を含め、契約金額を見積るものとする。
- ③ 入札書は、様式1により作成し、様式2の封書に入れ、本人または様式3による委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送または電送によるものは受付しない。
- ④ 入札額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。(消費税抜きの金額)
- ⑤ 入札者は、その提出した入札書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。

(5) 入札添付書類

入札に際しては、入札書と共に以下の書類を提出すること。

- ① 入札機器の見積書 (貴社の様式で可)
- ② 入札機器のカタログ、パンフレット、製品ホームページ等の写し

(6) 入札辞退の方法

- ① 入札執行前に辞退する場合は、辞退理由を記載した「入札辞退届」を、担当者へ直接持参又は郵送にて提出すること。
- ② 入札執行中に辞退する場合は、入札書に入札辞退する旨を明記し、入札執行

者に直接提出すること。なお、口頭通知では辞退できない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効とする。

- ① 入札について不正の行為があった場合
- ② 入札に不備または虚偽の記載があった場合
- ③ 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合、または、記名捺印が無い場合
- ④ 指定の入札日時までに投函、到達しない場合
- ⑤ 入札書を2通以上提出した場合
- ⑥ 他の入札者の代理を兼ね、または、2人以上の代理をした場合
- ⑦ 代理人が委任状を持参しない場合
- ⑧ 本件入札に際して流通ブローカー及びコンサルティング会社等へのキックバック等の支払事実が判明した場合
- ⑨ 本件に入札品の納品に際して、不要な流通ディーラーの経由を要求する場合

(8) 開札及び入札回数

- ① 開札は入札参加者の立会いの上、入札終了後直ちに行う。
- ② 予定価格の範囲内で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再入札は1回までとする。
- ③ 再入札によっても、予定価格の範囲内での入札がない場合は、最低価格の入札をした会社から順次協議を行い契約に向けて協議する。

(9) その他、入札時の留意事項

- ① 入札には本公告の条件を満たす会社のみが参加できる。
- ② 入札に関するその他事項については次の通りとする。
 - イ) 入札書の宛名は、社会福祉法人東京有隣会理事長 奥典之 宛とし、入札参加者または委任状の提出を条件に代理人が入札する。
 - ロ) 入札参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為を行ってはならない。
 - ハ) 入札前に談合情報があった場合は、入札を中止または延期する場合がある。また、入札後に談合の事実が確認された場合には落札の取り消しまたは契約を解除する場合がある。上記理由により発生した損害については、損害賠償請求を行う場合がある。
 - ニ) 落札者に対して、事後に入札機器を納入することができることを証する書類を求める場合がある。(代理店証明等)
- ③ 入札後の異議は一切認めない。
- ④ 入札保証金及び契約保証金は免除する。

以上